

質問回答

2017年8月14日

「タンザニア税務行政能力強化プロジェクト」

(公示日:2017年8月2日/公示番号:170542)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項 目	質問	回答
1	18ページ(5.実施方針及び留意事項(4)本邦研修イ研修プログラムの実施)	想定される具体的な業務は以下の通りとあり、*については基本的に JICA 国内機関が実施とあるが、1)宿舎手配、日程に基づく参加者の移動手配、2)面談における通訳、参加者への各種伝達および関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応実施業務以外の受け入れ業務、監理業務等印がなく JICA 国内機関実施事項が混在しているように思えるが、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に沿っての実施でよろしいでしょうか。	本業務に含まれる業務は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載の研修実施に係る部分のみであり、受入、研修監理については JICA が実施します。
2	プレ公示(7月26日付6P)	「タンザニアでは就労許可の取得に非常に時間がかかるようになっており、契約締結からプロジェクト開始まで通常要される以上に時間がかかる可能性があります。(就労許可取得までに要する期間の目安は8週間ですが、それ以上に時間がかかる可能性があります)」との記載があるが、現地作業は8週間後を目途とすることでよいでしょうか。就労許可が下りるまでは国内作業での対応を想定するというのでしょうか。	初回渡航にあたっては、滞在日数が90日未満であれば、就労許可(WP)の取得を待たず、B1(mission)ビザにて渡航し、現地作業を開始することを可とする。 2回目以降の渡航には、滞在日数が90日未満、90日以上に拘わらず、基本的には、WP及び滞在許可(EC)を取得したうえで現地入りすることを想定する。 WP及びEC取得は、必要な書類を JICA タンザニア事務所で受けとった後、8週間程度かかることから、当該コンサルタントにおいては、JICAとの契約締結後、直ちに手続きに着手することをお願いしたい。

3			
4			
5			
6			
7			

以上